○福岡県田川地区消防組合職員の再任用に関する規則

令和元年8月2日 組合規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)及び福岡県田川地区消防組合職員の再任用に関する条例に基づき、職員の再任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任用に関する基準)

第2条 再任用を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第15条に 定める任用の根本基準に反してはならない。

(任期)

第3条 再任用職員の任期は、1年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、1年を 超えない範囲内で任期を更新することができる。

(職務内容等)

第4条 任命権者は、各職場において公務の能率的な運用が確保されるよう留意しつつ、 再任用しようとする者の知識及び経験を活用できるよう、職務内容及び勤務形態を決定 する。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。